

静岡県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

熱海市

2 都市計画事業の種類及び名称

熱海国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業熱海市公共下水道（熱海処理区）

3 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和32年建設省告示第1123号、昭和35年建設省告示第706号、昭和42年建設省告示第2059号、昭和48年静岡県告示第1067号、昭和50年静岡県告示第979号、昭和53年静岡県告示第319号、昭和55年静岡県告示第401号、昭和58年静岡県告示第818号、平成5年静岡県告示第546号、平成8年静岡県告示第357号、平成10年静岡県告示第755号、平成15年静岡県告示第342号、平成22年静岡県告示第296号及び平成27年静岡県告示第241号の事業地のうち、大字下多賀字大畑地内において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

熱海市

2 都市計画事業の種類及び名称

熱海国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業熱海市公共下水道（泉処理区）

3 事業施行期間

自 平成9年3月18日

至 令和11年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし